

地震に備え安心な住まいづくりを進めよう

耐震診断・耐震補強などの事業費の一部を補助

町では、近い将来発生するといわれている南海トラフ地震に備え、住宅の耐震診断・耐震補強など、下記の事業をされる方に、事業費の全部または一部を補助しています。

募集戸数に限りがありますので、お早めにお申込みください。

▶詳しくは、役場総務課防災対策室（☎ 33-0335）までお問い合わせください。

木造住宅耐震診断事業

- **事業内容** 耐震性の確認と、概算補強工事費の情報を提供します。
- **対象となる住宅**
 - ①昭和56年5月31日以前に着工した住宅で、延床面積の半分以上が、住宅用に供されている3階以下の住宅
 - ②在来軸組工法・伝統的工法・枠組壁工法の住宅（丸太組工法は、対象外）
- **対象者** 町内に住所を有する住宅所有者
- **診断費用** 無料
- **募集戸数** 20戸

木造住宅耐震補強設計補助事業

- **事業内容** 耐震診断の結果、評点が0.7未満と診断された住宅について耐震補強工事を行うための設計を行う場合
- **対象住宅** 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- **補助金額** 設計費用の2/3以内（上限18万円）
- **募集戸数** 1戸

木造住宅耐震補強等補助事業

- **事業内容** 耐震診断の結果、評点が0.7未満と診断された住宅について耐震補強工事を行う場合
 - **対象住宅** 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
 - **補助金額** 工事費の一部（上限100万円）
 - **募集戸数** 1戸
- ※上記補強工事と同時に行うリフォーム工事にも補助を受けられます。補助金額は工事費の1/3以内（上限20万円）

木造住宅耐震シェルター設置補助事業

- **事業内容** 耐震診断の結果、評点が0.7未満と診断された住宅について1部屋補強工事や耐震ベッドを設置する場合
- **対象住宅** 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、65歳以上の方のみの世帯、もしくは障がい者が同居している世帯
- **補助金額** 工事金額の2/3以内（上限25万円）
- **募集戸数** 1戸

高齢者世帯家具固定事業

- **事業内容** 木製の家具の固定
 - **対象者** 町内に住所を有する65歳以上の方のみの世帯
 - **固定費用** 無料（3個以内）〔3個を越えた分については、本人の負担〕
 - **募集戸数** 10戸
- ※家具の固定は、町が委託した町商工会建築部の会員が行います。

家具固定器具購入補助事業

- **事業内容** 固定用器具購入費用の補助
- **対象者** 町内に住所を有する世帯
- **補助金額** 器具購入費用（上限5,000円）
- **募集件数** 15件

「もしものとき」自分と残された人のために

エンディングノートを希望者に配布しています

地域包括支援センターでは、エンディングノートを配布しています。エンディングノートとは、自分に万が一のことが起こったときに備え、あらかじめ家族やまわりの人に伝えたいことを書き留めておくノートや手紙のことです。

たとえ今元気だとしても、事故にあって長期入院する事になったり、認知症になってしまい日常生活の判断が難しくなったりと「もしものとき」は思いがけないタイミングでやってきます。

そんなとき、残される家族などにとって、あなたに関する重要な情報を知ることは大きな助けになります。また、エンディングノートを記入する



ことで、これまでの人生を振り返り、残りの人生のありかたを考えるきっかけにもなります。

数に限りがありますので、興味のある方は、下記までご連絡ください。

▶詳しくは、地域包括支援センター（☎ 33-0175）までお問い合わせください。

空き家に付随した農地の売買条件が緩和されました

農地付き空き家を募集します

町では、空き家の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るため、空き家の情報を紹介する「紀宝町空き家バンク事業」を行っています。

このたび、農業委員会の規定が改定され、空き家バンクに登録がある家屋に付随した農地の売買条件が右表のとおり緩和されました。

町内に農地付きの空き家をお持ちの方は、ぜひ登録をご検討ください。

＜要件緩和までの流れ＞

- ①空き家バンクへの物件登録申請書の提出
- ②現地立ち合い・空き家バンクへの登録
- ③町農業委員会へ空き家に付随した農地指定の申請を提出
- ④町農業委員会で承認されれば完了



◆空き家に付随した農地売買の下限面積

地区	改定前	改定後
鵜殿地区	2,000㎡	1㎡
その他の地区	4,000㎡	1㎡

※購入者が農地活用の計画を策定し、3年以上耕作することなどが条件

▶詳しくは、空き家バンク制度については役場企画調整課（☎ 33-0334）、町農業委員会については役場産業振興課（☎ 33-0336）までお問い合わせください。